

令和5年監公表第5号

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づき、大府市監査基準に基づいて、監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年11月27日

大府市監査委員 外 園 茂

大府市監査委員 丸 山 修

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査の対象

市民協働部（大府公民館、共長公民館、北山公民館）

3 監査の着眼点（評価項目）

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

4 監査の実施内容

実施期日 令和5年9月26日及び令和5年10月27日

実施範囲 令和5年4月1日から令和5年7月31日までに執行した事務

実施項目 事務の執行

5 監査の結果

上述のとおり監査した限りにおいて、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められる。

6 是正又は改善が必要であると認める事項

改善事項《市民協働部 協働推進課 大府公民館》

- ・公民館各種教室受講料等の入金処理について

（不適切な取扱い）

収納した現金が翌日までに入金されておらず、特に公民館各種教室受講料は、入金が遅延件数及び入金までの期間において、事務処理の適正を欠く事案が見られた。

（改善事項）

大府市予算決算会計規則第45条の規定に基づき、適切な公金の取扱事務に努められたい。